

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和2年2月27日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 (電話 011-211-2278)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 「札幌サンプラザ中央P S 給湯管改修業務」
- (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年(2020年)3月27日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 入札書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成30~32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「役務(一般サービス業)」のうち、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿において、企業区分が「中小企業」で、かつ所在地区分が「市内」に登録されている者であること。
- (7) 過去3年以内に調達役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。
- (8) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札説明書の交付

(1) 場所

上記1及び以下の札幌市経済観光局ホームページで入手できる。

http://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/jigyo/r01sunplaza_ps.html

(2) 期間

この告示の日から入札書等の提出期限の前日までとする。

ただし、上記1の場所での交付については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

5 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

令和2年3月10日(火)11時00分

札幌市役所本庁舎15階 経済観光局南西会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(2) 開札

入札終了後ただちに上記(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

上記(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。送付及び電送による提出は認めない。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条の各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者

のした入札その他札幌市契約規則第 11 条の各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に入札説明書に示す書類(上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかった場合の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。